

建築基準法構造関係規定に関する地域性を考慮した特定行政庁(富士市)の規則及び静岡県の条例の規定等について

外力材料等	項目	根拠法令	適用	備考
積雪荷重		建築基準法施行令第86条		
	積雪単位荷重	令第2項	20N/cm/m ² 以上	ただし書の規則で定める数値なし
	垂直積雪量	令第3項の規定より富士市建築基準施行細則第10条の2	0.30m(30cm)以上	20N/cm/m ² x 30cm=600N/m ²
	多雪区域の指定	同条第2項ただし書及び第3項	なし	積雪時については、令第82条の規定により、固定荷重と積載荷重に上記の積雪荷重を加えて短期で設計
	屋根形状係数	同条第4項	第4項に示す式	地域の特性を考慮して、規則で異なる数値を定めていない。
風圧力		建築基準法施行令第87条		
	地表面粗度区分	平成12建告第1454号第1	Ⅱ又はⅢ	特定行政庁が規則で定める区域がないことから、Ⅰ、Ⅳはない。
	基本風速	平成12建告第1454号第2	34m/s(旧富士市)	
32m/s(旧富士川町区域)			当該告示が合併前の平成12年のものであり、当時旧富士川が庵原郡に含まれるため。	
地震力		建築基準法施行令第88条		
	静岡県地域係数	静岡県建築基準条例第10条の2、H29静告第219号	1.2	第1項Zの数値に1.2を乗じて計算しなければならない。ただし、特定天井、建築設備に関する規定を除く。
	標準せん断力係数	第2項	法令による	地盤が著しく軟弱な区域の指定なし。
木造の構造体力上必要な軸組等		建築基準法施行令第42条		
	土台及び基礎	第1項第2号	地盤が軟弱な区域の指定なし	軟弱な区域として規則に指定する区域はなし。
木造の構造体力上必要な軸組等		建築基準法施行令第46条		
	壁量計算による壁率の倍率	静岡県建築基準条例第10条の2、H29静告第219号	1.32(木造の壁量等)	静岡県地域係数 枠組壁工法などH13告第1347号第5第5号も同様
	壁量計算における地盤種別による壁率の倍率	静岡県建築物構造設計指針6.2.7(行政指導)	1.5(第3種地盤のみ)	
	見附面積に乗ずる数値	第4項表3	50cm/m ² 以上	木造の壁量計算における数値 地方における風の状況に応じて規則で定めたものはない。
コンクリート		建築基準法施行令第91条		
	設計強度の上限	第2項	第1項の規定による	地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めていない。